

令和5年3月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和5年3月27日（月）午後2時34分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和5年3月27日（月）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 5 番	落 合 喜 治
2 番	三 上 健 一	1 7 番	吉 川 誠
3 番	井 出 茂 康	1 8 番	櫻 井 一 雄
4 番	齋 藤 義 治	1 9 番	宮 治 時 男
5 番	小 林 正 幸	2 0 番	佐 川 俊 夫
6 番	飯 田 芳 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	上 田 洋 子	2 2 番	澤 野 孝 行
8 番	加 藤 義 一	2 3 番	平 川 勝 昌
9 番	田 代 恵美子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 原 豊	2 5 番	福 岡 則 夫
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

1 1 番	山 口 貞 雄	1 6 番	北 村 利 夫
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	大 西 裕 輝
事務職員	松 下 翔 太 郎				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 81号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 82号 特定農地貸付け変更承認申請について
- 日程第 3 議案第 83号 特定農地貸付け承認取消しについて
- 日程第 4 議案第 84号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出
について
- 日程第 5 報告第 22号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 6 議案第 85号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 報告第 23号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて
- 日程第 8 議案第 86号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべ
き面積を定める告示の廃止について
- 日程第 9 議案第 87号 藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関す
る指針の修正について
- 日程第10 議案第 88号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

開会 午後2時34分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。定刻を少し過ぎておりますが、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。2名の方から、事前に欠席を伺っております。田代委員が、遅れて来られるということでございますけれども、委員の総数25名、現在、出席者数22名でございます。

それでは、初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

桜の花も満開になりまして、これから本当の春の農作業が大変忙しくなる時期でございます。

コロナも、今月の13日からマスクの着用を個人の判断に委ねるというような中途半端なことを言っていますけれども、見ますと、まだかなりの皆さんがマスクをつけている状況でございます。

また、今月の初めには、湘南地区の農業委員会連合会でタブレットの研修会をいたしました。大勢の方に参加をいただきまして、ありがとうございました。これからは、タブレットを使った農地パトロールですとか、いろいろなことが行われるのではないかと考えております。

また、今月は人事異動ということでございます。農業委員会でも異動があったようでございますので、総会が終了した後に、皆様方に御報告をいたします。

そして、今月は、新規就農者の方、4名の面談をいたしました。最近の傾向で、有機農業ということで参入される方が非常に多い状況でございます。

国でも2050年には、農家全体で25%、有機農家を増やすということを行っていますけれども、今の現実、0.3とか0.4%ぐらいしか有機農家がないという状況でございます。これを守って、2050年に果たして有機農家が25%までいくのかというのは、まあ役人の考えることですから、これはどうなるのかなと考えております。

それで、新規就農者の方の面談をするときに、毎回、農業に対する意気込みが物すごくあるんですね。その意気込みは、本当にそれができるのかなというような経営計画がなされています。それでも、今のその意気込みをずっと持ち続けてもらいたいとは、いつも思っているわけでございます。

それで、まず収入の面などを聞きますと、ほとんどの方がSNSですとか、あるいは「わいわい市」ですとか、そういうところで売るといようなことでもございます。また。ネットで売って、こうして、こうして、こうしたいということはかなり言うわけですが、販売先が、以前よりも非常に多くなったということは、確かに感じられますが、果たしてどこまでそれができるのかなというのが、私の感想でございます。

また、消費者のほうも、今までは野菜は八百屋さんに行って買うとか、魚は魚屋さんに行って買っていましたが、そういうことではなくて、大きなスーパーができると、そこでワンストップでいろいろな買物ができますし、また、ネットでいろいろな買物をされる方も非常に多くなっているということも事実でございます。

ですから、今後、ネット販売で消費者の方がどのぐらい買われるのか、どういうふうになっていくか、これから先、関心を持って見ていきたいと思っております。

また、私ごとで余談でございますが、ヤフーオークションというのがございますけれども、そのヤフオクで、実は先月、19馬力のトラクターを買いました。

トラクターなどは、昔から農機具屋さんですとか農協から買うのが普通の買い方でしたけれども、買い方もだんだん変わってきてまして、私は岐阜の方から買ったのですが、岐阜から持ってきていただいて、動かなくなってしまうのではないかなと、ちょっと思ったりもしたのですが、今のところは、何とか動いております。

そういうふうに、消費者の買い方もだんだんだんだん変わってきたということも事実のようでございますので、先ほども申しましたように、これからの農

業経営は、どこで売ることかということもかなり大きな課題かなと思っております。

そして、やはり収入をいかに上げていくかということも、一つの大きな課題ですので、農家ですと、今までは市場に持っていったり農協へ持っていったりということだけでしたが、だんだんだんだんいろいろな方法ができていくということですので、これからは、そういう販売、販売先というのも十分に考えた経営計画をしていただきたいと思います。

それでは、3月の総会を開催いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（村山勝彦事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、17番の吉川 誠委員と18番の櫻井一雄委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第81号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、事務局より御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、

2 1 a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤。地目、畑。地積、2 7 0 m²。転用目的、貸資材置場。立地基準、第 2 種農地、農用地区域除外日、昭和 5 9 年 4 月 2 0 日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

1 9 番、宮治委員。

1 9 番（宮治時男委員） 資料は 1 ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道 亀井野・二本松線にある「矢尻バス停前」交差点から北西に約 2 0 0 m の土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第 2 種農地」と判断しました。

土地所有者である申請者は、使用者から申請地の賃借の要望を受け、自ら資材置場を造成し賃貸するものです。

使用者は、建設業や土木業を営んでおり、現在、藤沢市内にある実家の敷地内に家族と共同で資材置場を設けていますが、資材等が増加し、手狭になったため、新たに資材置場を探していたところ、規模的にも都合がよく、事務所からのアクセスもよいため、申請地が適地であると判断したとのことでした。

申請地は、北側と西側が自己所有の雑種地、東側が宅地及び自己所有の雑種地、南側が宅地と道路となっています。

南側の接道部分に出入口を設け、砂利止めコンクリートを打ち、土砂等の流出を防ぎます。

東側と南側の宅地との境には、既設のコンクリートブロックがありますので、これを利用し、被害防除とします。

隣接する自己所有地との境には、単管の柵を設置し、境界を明示します。

また、敷地内は転圧の上、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、使用者と面談し、周辺の宅地や道路に影響がないよう、十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、何か意見がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 8 2 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 8 2 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 3、議案第 8 3 号「特定農地貸付け承認取消しについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、御説明をさせていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号 1。申請人、住所氏名、記載のとおり。土地所有者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、本鶴沼一丁目。地目、畑。地積、3, 4 2 9 m²のうち 2, 0 0 0 m²。

資料は 5 ページをお開きください。

本件の申請地は「藤沢市立鶴沼中学校」から北に約 2 0 0 m の土地になります。

現在、藤沢市公園課が土地所有者から農地を借り受けて開設している市民農園において、3 月 3 1 日で閉鎖する旨、申し出があったものです。

利用者には、当初より 2 月末で利用期間終了となる旨、周知しており、ほかの市民農園の斡旋も行っているため、対応は問題ないと判断しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いいたします。

―― ―――
―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第84号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第84号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、報告第22号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第5、報告第22号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号1は、借主が農業経営を法人に移行するため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の貸借については、日程第6、議案第85号の「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」に上程されております。

番号2は、昭和51年から国有農地の貸付けをしておりましたが、借受人が高齢により耕作が困難になったため、貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

この土地は、解約後、土地所有者が管理していきますが、売払い等、処分することも検討しているとのことです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 22 号を終了いたします。

次に移ります。

日程第 6、議案第 85 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第 6、議案第 85 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

番号 1 及び番号 5 は、もともと藤沢市において営農していた方が、農業経営を法人に移行するため、新規借受分として申請がなされたものです。

資料は 6 ページとなります。

当該地においては、引き続きキクイモ等を栽培していくとのことです。

番号 2 から番号 4 は、用田を中心に 379 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではネギやハーブを作付けしていく予定になっております。

番号 6 は、葛原で 16 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではラズベリーを作付けしていく予定になっております。

なお、こちらについても現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 85 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議案書 18 ページ中段に「（提案理由）」を記載してございます。

農地法改正により、令和 5 年 4 月 1 日から農地法第 3 条許可の下限面積要件が削除されることに伴い、藤沢市農業委員会が別段の面積として定めた告示を廃止するもの。

でございます。

その下段には、改正前の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定を載せてありますが、こちらは、もともと北海道以外の都府県では、下限面積 50 a ということで設定をしておりましたが、藤沢市では、藤鶴・村岡・明治地区が 30 a、六会・長後地区を 40 a として、平成 21 年に告示して決定をしておりましたが、先ほど言いました農地法改正で、そもそも下限面積要件が廃止されることに伴いまして、この告示を廃止するものでございます。

議案書 19 ページが告示文の（案）となっております、20 ページからが、平成 21 年に告示した内容となっております。

事務局からは、以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

この件については、前にも挨拶の中でちょっと言った記憶がありますが、農地法改正によって、いわゆる農家が農地を取得するときには、下限面積というのが今まで必ず必要だったわけですよ。それが、今回の法改正によって、農地が何もなくても農地を買うことができるということに改正をされます。それに関する、要するに国のほうの指針もあまりよく出ていないんですね。

というのは、結局、農地がゼロで、それで農家の資格をどのように判断するのか、どうするのか、そこは考えなければいけないところであります。

ですから、普通の一般の人が農業委員会に行って、例えば今その農地が売りに出されているから買いたいんだけど、と言ったときに、果たして断ることができるかどうかです。

そうなってくると、まあ農家同士の取り引きですと、今のところかなり値段

は安いのですが、多分、多少高くても買う人は出てくるような感じは受けるのですが、いかがですか、皆様方。

3番（井出茂康委員） それは、改正は仕方がないことだと思いますけれども、農家ではない人が農地を買えて、農地を買ったからには農業をやるというのが大前提としてあるわけですよ。

議長（齋藤義治委員） その辺はどうですか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 下限面積要件は廃止になりますけれども、その他の、いろいろな要件につきましては、引き続き残ります。例えば「全部効率利用要件」として、その農地を含めて所有農地を全て適切に管理するという要件、それと、「農作業常時従事要件」としまして、年間150日以上、農作業に従事していなければいけない。それと、「地域との調和要件」とか、そこら辺を、国では、適正に審査しなさいという話になってきます。

それで、一応藤沢市としては、いわゆる一般の農家ではない人、サラリーマンとかが農地を買いたいと言ってきても、こういう要件に照らし合わせて買えませんよという話にはなってくると思います。

それで、どうしても農地を買いたいのであれば、それなりの、要するに新規就農者のように研修とかを受けて参入する資格を得てから購入とか、そういう案内になると思いますけれども、それでは、どういうときに不許可とすることができるのかというところについては、先ほど会長が言われたように、国から具体的な指針とかが出ておりませんので、その都度、県とかと相談しながら決めていくのかなというところですよけれども、引き続き情報収集には努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） ですから、新規就農者が就農したときに、今までは利用権ですとか、そういうことで農地を借りていたのですが、ある程度お金の余裕のある方は、要件は満たしてきているから農地は買えるんですよ。これからは、新規就農した時点で買えるんですよ。

それともう一点は、これは神奈川県独自というか、まあほかの県でも多少はあるのですが、「3年3作」という縛りがあるんですよ。農地を買った場合には、3年間の耕作をしてくださいということですが、これも廃止されますね。

事務局（草柳真治主幹） はい。

3番（井出茂康委員） それでは、3条とか5条とかは関係なくなるんですか。

事務局（草柳真治主幹） 今言われたのは、3年3作というのは、要は3条で購入した農地は、少なくとも3年間はほかの目的で転用はできない。4条とか5条とかで転用ができませんよという縛り、これが神奈川県のルールとしてあったのですが、そのルール自体が、4月から廃止になりますので、3条で購入した農地を、例えば許可を出して1年後とかに5条の転用申請が出てきたとしても、それは致し方ないということになってきます。

当然、農振農用地であつたり第1種農地であれば、転用は原則できないという話になりますけれども、第3種農地とかであれば、そういう可能性は否定できないということになってきます。

議長（齋藤義治委員） ですから、新規就農者が、例えば第3種農地を買って、極端な話、すぐに駐車場にしたいだとか、置場にしたいだとか、そういう転用はできてしまうんですね、これからは。

3番（井出茂康委員） そうですね。

議長（齋藤義治委員） だから、買える、要するに、さっきもちょっと言いましたけれども、誰でも買えるものとなってくると、そこで、不許可にする要件がはっきりしていないと、これは混乱が起きるのではないかと思います。まあ田舎のほう、中山間地のところだったら、ある程度そういうことはないのでしょうけれども、こういう都市部の農地というのは、住宅地だとか、そういうところに接していますから、中にはわけのわからないような人が買いたいということで、これから来るのではないかなというふうなことは感じますけれどもね。

神崎委員 どうぞ。

24番（神崎享子委員） 新規就農者の方だったら、農業をやりたいと、やるために入ってくるので、農地として残すためにも、これはよいことだと思いますし、

そこは信じたいと思いますが、農業以外の人が入ってくるということで、転用目的で入ってくるということが、何か目に見えてあるのではないかなという不安があります。

議長（齋藤義治委員） それはあると思いますよ。

3 番（井出茂康委員） 売ってしまったら、何も言えないですしね。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

これは4月1日に施行されるんですね。だから、今日は27日ですから、あと何日もないわけですよ。

これは、前にも言っていたんだけど、これを施行するのであれば、いわゆる先ほど言った農家資格だとか、そういうものはもうちょっとはっきりして、運用指針というものははっきり出してくれというふうなことは、農業会議でも何度も言ってきましたけれども、今のところ出ていないですね。

ですから、近隣の人とうまくやってくれとか、そんな抽象的なことしか出ていないんですよ。

1 番（井上哲夫委員） 県としても、そういう縛りをもう少し厳しくするとか、要するに荒廃地対策として、この状況では、荒廃地も増える可能性もあるということで、それを考えると、県としても縛りを厳しくするとか、農業会議では、そういう動きはないんですか。

議長（齋藤義治委員） だから、やはり国にはしょっちゅう言っていますよ。要するにそれを、全国的に下限面積をなくすということは、これは、国会議員の人が法律で決めたわけですよ。決めたんだけど、それをどのように運用していくのかということが出ていないから、みんなの想像の中でしか話せないんですよ。

3 番（井出茂康委員） 実質、農地の販売とかという形になったとしたら、例えば大きい会社が「農業をやりたいんだ」という理由で買いつけて、それで、「やっぱり農業はできねえや」、「赤字でしょうがねえや」という話になって、そこを駐車場にしましょう、ほかの何かにしましょうと言っても、第1種農地だったら、もしかしたらできないのかもしれないけれども、それ以外のところだっ

たら、結構できてしまいますよね。

議長（齋藤義治委員） 今は、企業は農業には参入できないんですよ。その辺について、事務局からお願いします。

事務局（草柳真治主幹） 法人が農業をやるに当たって、普通の法人（一般法人）が参入する場合には、今現在、農地は買えなくて、借りる形でしか参入できないという形ですけれども、農地所有適格法人は、——農地所有適格法人についてはいろいろな要件がありますが、代表的な例としては、収益の過半を農業が占めているような法人、その他いろいろな要件がありますがけれども、そういう農地所有適格法人であれば、農地を買うことはできます。

それで、農地所有適格法人が、今言われたように第3種農地を買って、採算が合わないから駐車場にする、という案件は、これから起こる可能性は出てくると思います。

3番（井出茂康委員） 下限面積はないのに、そこは引かかるんですか。農地所有適格法人でないと農地は買えないというのは、ちゃんと残るわけですか。

事務局（草柳真治主幹） 残ります。

議長（齋藤義治委員） 今までも、この藤沢市でも、農地を借りて企業参入が、かなりあったんですよ。最近の例ではs e a kですとか、あと吉野屋なども借りたり、あと何社かあったんだけど、全部撤退しましたよ、企業は。

3番（井出茂康委員） 撤退ならいいんですが、買ってしまったら、今度は、その土地はどうするんだ、みたいな話になるわけじゃないですか。

議長（齋藤義治委員） そうですね。だから、今のところは企業が農地を買うことはできない。兵庫県の養父市で、特区でやりましたけれども、実際的には、企業はあまり買わなかったというのが実態ですよ。

しかし、規制改革推進会議の中では、それを全国的に広めようという委員も結構いるんですよ。要するに企業も買えるようにしようと。だけれども、今のところ企業はだめだと。まあ、やるのであれば特区をつくってやれというふうなことが大体の意見です。

ですから、一番の問題は、やはり個人がそういうふうな農地を買った場合に、

本当に農業をやってくれるのかどうかというのが、一番の心配ですよ。

あとは、農業委員会でどうやって断るか、だめだということを言えるかが…
…。

10番（吉原 豊委員） 断れるの。今まで断った事例はないんじゃないの。

それから、もう一つは、許可するのはいいんだけど、そのチェックリストというのは出てこないんだよね。

そこら辺はどうですか、チェックリストなどは。

事務局（草柳真治主幹） チェックリストというか、そもそも一番重きを置いているのは下限面積要件だったんですね。要は、いわゆる50a以上、ちゃんと自分で農地を適切に管理している人であれば、これから規模拡大して農地を買いたいと言っても、それはそれなりの能力があるだろうと、それは機械の面もそうですし、人的な面も含めて、それだけの規模をやられている農家さんが買いたいというんだから、いいんじゃないですかという話で通っていたと思いますけれども、要件がなくなるという場合は、今後、本当にこの人がその面積を耕作できるのかどうかを判断しなければいけない。ただ、その判断のチェックリストというのが、国から示されていないので、現在、抽象的なままになっているので、さあどうしようというところですね。

10番（吉原 豊委員） それは、農業委員が見ろよ、という話だと、ひどいな。

議長（齋藤義治委員） 今回の、この総会に上がってきたことは、いわゆる下限面積がなくなって、市から出ているものを、廃止をするということでしょう。

事務局（草柳真治主幹） はい。引き続きその方がちゃんと常時従事要件の150日以上はやっているとか、そういったところは聞き取りとかで審査は、事務局でするのですが、それでは、今後やっていくんだよ、やりたいんだよという人を、どこまで審査をかけて、不許可にすることができるのかというのは、恐らくなかなか難しいのではないかと思います。

3番（井出茂康委員） そうですよ。

議長（齋藤義治委員） 難しいと思いますよ。

3番（井出茂康委員） だんだんだんだん手法が変わっていくんじゃないかというよ

うな気はするんですけどもね。

議長（齋藤義治委員） きょう出ている案件は、農地法の3条の中で面積に代わるべき面積を定める告示を廃止するという事で議案として出しているんですが、これは、その次の問題として……。

25番、どうぞ。

25番（福岡則夫委員） これは、3条での申請ということになると思うんですけども、これを否決する、これは無理だということになれば、当然農業委員会としては否決することもできるわけですよ。

事務局（草柳真治主幹） はい。

25番（福岡則夫委員） そうすると、対抗要件として、相手が訴えてくるということになるんですか。

事務局（草柳真治主幹） 恐らくそうなると思います。農業委員会がそれなりの理由で、これは不許可ですというふうな判断をした場合に、申請人は異議申立てであったりとか、そういったことをする権利はありますので、そこは争われることになると思います。

25番（福岡則夫委員） 勝てるのかな。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員、どうぞ。

24番（神崎享子委員） 勝てるのかどうかはアレですけども、どういうふうに断るかというので、ちょっと思い浮かんだことですが、貸し借りのところでは、さっき、指針は出ていないということでしたけれども、その前に、農業水産課とかで、この要件を満たしていないから貸せませんというところで断っている例があると思うんです。

その例を挙げると、例えばうちに実際に70代の準組合員さんが来て、今まで借りていた畑が、——まあ闇貸しということだったのかもしれないけれども、借りられなくなったから貸してくださいとおっしゃって、知っている方のつてだったので、貸してあげようかと思ったときに、一応私、農業委員だったので、農業水産課と農業委員会に相談してからにしてくださいと言ったんですね。

そうしたら、その方は、農業を一生懸命やっている方ですけども、70代

の方なので、今後、農業を続けられないのではないかという、ちょっと嫌な言い方ですけども、そういう要件があって、それに引っかかって貸すことができなかつたということが……。

だから、農業を一生懸命やっている人でも、そういう要件で貸せないということがあるので、貸し借りの要件を調べてみて、それだけ厳重な、厳しい要件があつたということをお伝えしたかつたところですが、貸し借りに関しては。

年齢でアレするのもおかしいと思ったのですが、一生懸命やっていたら、年齢の方でしたので、どうして貸せないんですかと聞いたら、新規就農として認められません、ということでした。それはちょっとおかしいですね。それは、貸し借りの場合、新規就農者になるんだそうです。

25番（福岡則夫委員） ^{おもて}表に出ていないからですかね。

5番（小林正幸委員） 新規就農者だったら、ある程度年齢はあると思いますよ。

24番（神崎享子委員） 闇貸しだったら何歳の方であろうと貸せるんだけど、公的のところを通すと貸せなくなってしまうというのはおかしいなと思ったのですが、そういう厳しい要件が今まではあつたということですね。

これからは、定年退職後の人も借りたいという人がいるかもしれないと思いますが、そうなったときに、その後は、その何年か後は耕せなくなることがあるかもしれないと考えると、何かその辺、難しくてよくわからないんですがね。

5番（小林正幸委員） 年齢制限があるということでしょう、今はね。

24番（神崎享子委員） 農地の貸し借りに関して、ちゃんとやる場合は引っかかってきますね。

3番（井出茂康委員） 新規就農者ということが年齢制限で認められないということですよ。農地の貸し借りではなくて、新規就農者というので、多分だめなんです。

議長（齋藤義治委員） そこら辺はどうですか。

事務局（草柳真治主幹） 今言われたような事案でもそうだと思いますけれども、要は、極端に、もうあなたできないでしょうとわかり切っているものは当然不許可にすることができるのだと思います。農地を多少持っていて、その人が、

例えば80、90の人で後継者もないけれども、ここの農地を買いたいと言っても、それはちょっと無理ではないですかというのは当然あると思います。そういう場合は不許可にできると思います。

また、農地を持っているけれども、例えばサラリーマンで、農作業を150日もできないよと言われたら、それは不許可ですよという話になると思います。

また、あと、地域調和要件で、例えば田んぼで水利組合とかがあると思いますが、そういった水利組合に、私は協力するつもりはありませんと言う人が、もしかしたらいるかもしれませんが、そういった人には、当然地域と調和がとれないんだから、あなたは不許可ですよという話にはなってくると思います。

ただ、「私やっています、地域とも調和していきます」という計画を出されたときに、不許可とすることはなかなか難しいのではないかなというところですね。

3番（井出茂康委員）　そこですね。

議長（齋藤義治委員）　今日は、とりあえずというか、面積を定める告示が廃止をされるということで、皆様方にいろいろな意見を聞いているのですが、廃止をされると、いろいろ今までのような意見がたくさん出るのですが、今回は、農地法3条の中で下限面積がなくなる、藤沢市でもなくなるということで、本日の議案として出ています。

このことについて、採決をしたいと思います。

議案第86号について、承認をしていただける方、御異議はございませんか。

「異議なし」の声少数（1人～2人）

議長（齋藤義治委員）　よろしいですか。

3番（井出茂康委員）　これは、「異議なし」と言わないということは、承認しないということ……

議長（齋藤義治委員）　これは、3条の下限面積がなくなるということを藤沢市でもやることに対する議案ですから、その後のことは、また、国のほうで指針が出るとしますので、そういう考えでいいですよ。

事務局（草柳真治主幹） 実際に国から、いつ指針が出るかというところはわかりませんが、ここで藤沢市が、うちは下限面積要件を残すよ、と言うことはなかなか難しいかなと。

これは、全国各地で、やはりいろいろな意見が出ているようです。例えば条例とかで、独自に下限面積要件を残して、そのまま行きたいという話もあったのですが、それはまかりならぬということで通知が来ていますので、正直、これは認めざるを得ないのかなと思います。

議長（齋藤義治委員） ですから、4月1日からこれが施行されると、下限面積がなくなりますから、先ほど言ったいろいろな問題が出てくるということですよ。

佐藤委員、どうぞ。

21番（佐藤智哉委員） 今ちょうどうちに研修中のイチゴ農家さんがいるんですけども、多分この問題にもろに引っかかるというか、今、農地を借りて法人として農業をやっている、農地を買いたくても買えないという状況ですけども、この条件だと、法人として農地を借りていて、今まで農地を買えなかったんですけども、4月1日から、今は農業をやっている方であれば確実に買えることになるということですか。

事務局（草柳真治主幹） その法人が、先ほど言った農地所有適格法人の4要件というのがあるんですけども、それをクリアしている法人であれば、買うことができます。

21番（佐藤智哉委員） 適格法人になっていないと無理という話ですか。

事務局（草柳真治主幹） そうですね。適格法人という、そういうライセンスがあるわけではないのですが、例えばさっき言った、売上げの過半を農業が占めていること、それと議決権の過半を農業従事者が占めていること、そういったような要件をクリアしていない法人は買えない、それをクリアしていれば買えるということになります。

議長（齋藤義治委員） 逆に言ったら、個人なら買えるんですよね。

事務局（草柳真治主幹） 個人でも、新規就農者として入った人であれば買えるということになります。

21番（佐藤智哉委員） 今その方は、結局、法人としては農地を持ってないから、一回そこを出て、うちで研修を1年間してから、新規就農者としてやろうとしています。

でも、法人でイチゴをつくっていても、ちゃんとやっているんですよ。毎日しっかりと畑に出てきて、ちょうど隣の隣の畑にハウスを建ててやっているところですけども、ちゃんとやっているんですよ。でも結局、今法人に属しているから、農地も所有できないし、いつ返せと言われるかもわからないと、ハウスを建てたはいいけれども、その地主の人とうまく行っていないという話もあるみたいなので、そうなってくると、もし更新のときに返せと言われたら、その後、農業ができなくなってしまうのでね。

事務局（草柳真治主幹） 多分、今法人として借りているところだと思うんですけども、それを、そのまま引き続き借りている法人が所有していきたいという話なのであれば、さっき言った要件を今後満たしていけば、法人としても買えますし、そうではなくて、そこに属していた個人が所有したいということであれば、就農要件を満たした後で購入することもできますので、どちらかの方法を選択できるのかなというところになります。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

21番（佐藤智哉委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

神崎委員、どうぞ。

24番（神崎享子委員） 質問ですが、今回のことについても、皆さんもそう思っていると思いますけれども、今まで予想していなかったのが急にポッと出てきたというか、上からのお達しみみたいな形だと思うんですね。

下からの意見というのは、どこに上げていけばいいのかと考えると、農業委員会では施策に対する意見を述べることができるわけだから、やはりそういうところで上げていくべきだと思うんですけども、今回のことは、ちょっとは伺っていましたが、あまり議論する場もなく決まったというか、こういうのはどこで決めるんですか。

事務局（草柳真治主幹） 今回の下限面積要件については、農水省が決めたということ
とです。

それで、それに対して、こういうふうにしますよということで通知が来まして、先ほど会長が言われように、神奈川県でも農業会議が意見を取りまとめて、ちゃんと指針を出すよう、要望はしていますけれども、回答がないというのが、今の現状です。

24番（神崎享子委員） 審議会とか諮問委員会とか、そういうのは、もちろんあったんだと思いますけれどもね。

事務局（草柳真治主幹） それは、国のほうで、変更するに当たって、どこかしらから意見を聞いた中で決めた、変更したという話だと思うんですけども。

24番（神崎享子委員） そのどこかしらの意見というのが、経済界とか、今日本の国が何で成り立っているかと言ったら、そちらで成り立っているのかもしれないけれども、もっと農業者の声を聞いてほしい、そして農業者の意見を取りまとめるところは、もっと強く言ってほしいと、皆さんもそう思っているんじゃないかと思いますが、私も思いました。ほかの皆さんはどうお考えですか。

議長（齋藤義治委員） 何かございませんか。

法律で決まっていて、4月1日施行ですからね。

3番（井出茂康委員） 承認するもしないもないような気がしますけれどもね。

24番（神崎享子委員） しょうがないことはしょうがないから認めますけれども、さっさと「異議なし」とは言えないんですけれどもね。

議長（齋藤義治委員） これは、かなり前から、下限面積がなくなるということは言われていたんですよ。

24番（神崎享子委員） そうですね、会長さんも伝えてくださっていましたからね、まあしょうがないかなとは思いますが、

議長（齋藤義治委員） あと、これを施行していくにはどうしたらいいかという細かいことは……

吉川委員、どうぞ。

17番（吉川 誠委員） ちょっと恥ずかしい質問かもしれませんが、いろいろな言葉

が流布していて理解に苦しむというか、確認のための質問をさせていただきます。

「農地所有適格法人」という言葉がございました。それで「現在では、企業が農地を買える状況にはないんです」という言葉もありました。しかしながら、先ほど21番の方の言われたような話の場合、例えば24番の方が言われていた部分、上から下りてくるもの、じゃ下から上げるにはどうしたらいいのかという話になったときに、今、21番の方の言われたケースというのは、下から上げていったときに、こういう方法なら買えるんですというふうな意味だったように僕は聞こえました。

ということは、これは、申し訳ない言い方ですが、私個人に置きかえて考えてみますと、21番の方は、その一緒にやっている方と触れ合いがあって、この人ならと思うものがあれば、そういうものを認めてあげたいよねというものが生じるのが人情であり、地域社会なのではないかなというふうに感じてはいます。

そこで、委員会としての粋を見たときに、いい加減なことは言えないよねというのは、みんなそれぞれの方の立場だと思います。

だから、その辺で事務局の方々が、藤沢で起こったいろいろな事象に関してよく学習していただいて、それを、藤沢の農業を守るためにどのように生かしていくか、考えていただけたらありがたいかなと思っております。

質問にならない質問で申し訳ないのですが、「企業が農地を買える状況になり」という言葉があったり、「こうすれば買える、道がある」という話が出てきたり、ちょっと理解に苦しむのもあったものですから、そういうことなのかな、上から、そして下からという話の中で、これからどういうふうに見ていったらいいのか、やはり考え続ける必要があるのかなと、そういうふうに思ったものですから、発言をさせてもらいました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） はい。

ほかにはございませんか。

いろいろなことでいろいろな意見をお持ちの方が大勢いらっしゃいますので、これからは、これがまた一つの引き金になって、たくさんの議論がなされると思います。

先ほども、何度も申し上げましたが、下限面積をなくす、藤沢市でもなくすということで、きょう上程いたしましたので、その後の問題は、また何かの機会に出てくると思いますけれども、とりあえず今回の議案第86号について、承認をすることに御異議はございませんか。

10番（吉原 豊委員） 質問をします。ここでもし、会議で認めないとなった場合はどうなるんですか。

議長（齋藤義治委員） いや、もう法律の施行日は決まっているんですよ。

事務局（草柳真治主幹） 一応法律はそういう形で行きます、4月1日から施行されますので。ただ、この告示というのが残ってしまっていると、法律では下限面積は要らないよと言いながら、告示の内容としては、これ以上持っていないとだめですよという、要は相反する状態になってしまうということです。

それでは、どちらが優先されるかと言ったら、当然法律なわけです。なので、これが残っていたとしても、下限面積を引き続き存続させるということにはならないです。ただ、わかりにくい状態になってしまうということです。

議長（齋藤義治委員） そういうことです。

10番（吉原 豊委員） じゃどっちでもいいんだ。

6番（飯田芳一委員） いや、法律のほうが強い。

10番（吉原 豊委員） だから、個人として認めたくない人は、やはりどっちでもいいという話になってしまう、認めないよって。それは法律だから、いやが応でも手を挙げたことになってしまう。

今、例えば農業委員会をなくそうというようなことも言われてきているけれども、それも同じでしょう。国として、もう農業委員会は要らないというふうに言った場合、そうなのかい、という話にもつながるんじゃないの。

事務局（草柳真治主幹） もう一回話しますと、下限面積を廃止するというのは、正直、法律で決まってしまうことなので、これを引き続き4月以降も、例

えば藤沢市でやっていくんだということではできないです。

できないですけれども、以前にやった告示が残ってしまうと、要は対外的に説明するのに、わかりにくい状態になってしまう。この告示は残っているじゃないか、法律は廃止したのに、何でこの告示が残っているんだということを言われたときに、説明がつかなくなってくるので、あくまで法律に沿った趣旨でわかりやすい、対外的にわかりやすい状態にしておくためには、この告示を廃止せざるを得ないと思っておりますので、それについて、御承認をいただきたいということになります。

議長（齋藤義治委員）　そういうことです。

ですから、これは前にも、この告示の変更があったのですが、平成21年でしたか、そのときに、それまでは藤沢市内の下限面積は全部50aだったんです。それが、藤鶴のほうは30a、長後のほうは40a、そのほかは50aと、そのときにも、この告示を変えているんです。その告示を、今回、国は、その下限面積はなくすということで法律をつくったわけです。

ですから、藤沢市農業委員会がみんな、これはなくしてはだめだと言って残っていても、じゃ法律はどうなんだと、法律はないということで、ただ残っているだけになってしまいます。

13番（西山弘行委員）　じゃ特に異議なしだな、何だというのを聞く必要もないじゃないかというような。

議長（齋藤義治委員）　いや、一回告示を藤沢市農業委員会を出しているから、その告示をなくすということですから、やはり必要なことですよ。

13番（西山弘行委員）　わかりづら過ぎて、返事のしようもないよ。

3番（井出茂康委員）　必要なのは、すごくよくわかる。ただ、後は許可をするかしないか、最終的に農業委員会に委ねられるわけですよ。それがゼロになったときに、ゼロになって、買いたいという人にOKを出すか出さないか。

議長（齋藤義治委員）　それは、その次の問題ですよ。だから、今ゼロにするということはどうですかということで、国のほうでは、法律は決まっているわけですから。

事務局（村山勝彦事務局長） 下限面積自体を廃止したことによって、皆さんから今御指摘があったような、いろいろなことがあるというのは、もちろんそういうことはあるのですが、そもそもこの下限面積を廃止するという国の意図としては、農業経営の規模の大小とか、そういったことにかかわらず、今、農業者は減少していたり、高齢化だったりというところで、そういう農地を、担い手の人だけではなくて農業に意欲のある人にも、できるだけ取得しやすくするというような意図も、この下限面積を廃止する意図としてはあって、国としては、それに基づいて、それに関しては様々、各農業委員会から、今御指摘のあったような御意見というのは、もちろんあったんですけども、国の判断として、今回、下限面積要件を廃止するという事が出てきたわけですね。

13番（西山弘行委員） そこは新規就農者になればいいんじゃないですか。あくまで農業経営と言うからには、一坪農家などというのは入っていないわけだし、趣味の園芸は入っていないわけですから。

事務局（草柳真治主幹） それは、当然引き続き残ります。

事務局（村山勝彦事務局長） 当然、下限面積は廃止されて、今までは、そういう経営の部分で下限面積というところが、一つの判断要素としてはすごく大きな部分であったことは間違いないのですが、今回それが廃止されたとしても、その指針の詳細がまだ示されていないというところではありますが、当然農業をその後も継続して経営していく、そういったものを持っているのかどうかというのは、引き続き様々な部分で判断させていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） 今回、法律が改正されまして、この告示というのは農業委員会で告示しているものですが、あくまで法律に基づいた下限面積自体が廃止されるということになりますので、農業委員会で定めている、別段で定めている面積要件についても廃止することになります。

ですので、この下限面積の廃止自体に賛否いろいろ御意見はあると思いますが、この告示自体を、下限面積が廃止されるにもかかわらずそのまま残しておくということになると、事務処理上も、先ほど主幹が言ったように、下限面積はないのに、告示としてはまだあるじゃないかという齟齬が生じてしま

いますので、この部分については、そういう意味での御判断をしていただきたいと思います。

3番（井出茂康委員）　しょうがないんだと。

議長（齋藤義治委員）　ですから、この法律をつくったのも、我々が選んでいる国会議員がつくったわけですよ。どこかの国の人に来てつくったわけではなくて、司法・行政・立法、その中の立法で決まっているわけですから、その辺は御承知願いたいと思います。

そういうことで、よろしいですか。

「はい」の声あり

議長（齋藤義治委員）　ありがとうございます。

それでは、議案第86号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、議案第87号「藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

草柳主幹。

（25番 福岡委員 退出）

事務局（草柳真治主幹）　「藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について」です。

議案書の22ページですが、中段に「（提案理由）」を記載させていただきましたが、「農業委員会等に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、指針で定める事項について修正するもの。」です。

その下段に、法律の改正された内容がございますが、主には、「三」と記載がありますが、その横に「目標の達成状況の評価の方法」、これを指針に載せなければいけないというふうに法律が改正されたので、指針を修正するものです。

具体的には、議案書25ページ、26ページ、27ページに下線で示してございますが、こちらに、今言いました「評価の方法」、この文言を追記したも

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 88 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） ありがとうございます。

それでは、議案第 88 号について、承認することに決定をいたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等はございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から、何点か御報告等をさせていただきますが、まず最初に、お手元にお配りしました「令和 6 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 6 年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」でございます。

こちらにつきましては、1 月の地区協・総会で意見を募集しまして、それを取りまとめたものが、こちらの意見の案となっております。

開いていただきまして、項目としましては 3 項目ありますけれども、上から順番に「（1）かながわ農政の推進について」というところで、こちらについては、昨年度から継続の案件を載せています。左のほうだけ読ませさせていただきます。

- ・生産者の負担軽減のため、生産者が直売所等の運営者に支払う販売手数料に対する支援の検討をすること。

- ・野菜残渣や剪定枝等農業で発生する廃棄物の処理について、農家を支援する方策の検討をすること。

- ・都市農業の振興に向けて、県と J A の更なる連携強化を図り、市町村と J A の連携に反映させること。

次のページに進みまして

- ・鳥獣被害による農業収入の減を防ぐため、カラスやハクビシン等捕獲への支援体制を確立するとともに、県として個体数を管理する等の計画作成を検討すること。

- ・局地的な自然災害についても、被災後の支援策を検討すること。

- ・農業関連予算の増額を図ること。

- ・農業後継者や若手農業者に対する、施設・農機具修繕費用の補助を検討すること。

いずれも、昨年度からの継続の案件となっております。

次のページに進みまして「(2) 農地の最適化の推進について」です。

- ・農地が隣接する河川や道路について、農業に影響がないように管理の徹底を図ること。

- ・農地法違反に対する罰則の強化と周知徹底を図ること。

こちらも、いずれも継続の案件となっております。

続きましてが、新規の案件になります。

- ・農業用施設を設置する際の許可手続きを簡素化する法改正を検討すること。

右手に理由を示しています。

- ・都市近郊農業では、規模拡大に伴い、従業員用や観光農園駐車場等について必要不可欠であるため、200㎡以上の農業用施設を設置する際にも許可不要とするよう、国に法改正の検討を要望するもの。

続きまして「(3) 令和6年度農業税制改正要望事項について」、こちらも新規の案件となっております。

- ・都市近郊農業の実態を踏まえ、固定資産税などの軽減措置について検討すること。

理由としましては

- ・都市近郊農業の実態を踏まえ、営農上必要な農業施設や従業員用駐車場等の固定資産税について、軽減等の措置について検討を要望す

るもの。

でございます。

こちらで御承認いただければ、この意見を県の農業会議に提出いたしまして、最終的には、県の農業会議が各市町農業委員会から集まった意見を精査して、県知事へ提出する流れになってきます。

意見については、何か御意見等ございますでしょうか。——こちらで御承認いただくということによろしいでしょうか。

「はい」の声あり

事務局（草柳真治主幹） それでは、これを神奈川県農業会議に提出をさせていただきます。

続きまして、お手元にカラー刷りで、「“ここが変わる” 農業経営基盤強化促進法等の一部改正」について、配らせていただきました。

こちらは、神奈川県農業会議から配布されたものですので、お時間のあるときに御一読いただきまして、今後の参考にしていただければと思います。

続きまして、紙一枚で「令和5年度 地区協議会・総会日程表（予定）」を配らせていただきました。

4月から翌年3月までの日程の予定でございますので、こちらについても御承知おきいただければと思います。ただ、あくまで予定ということですので、変更する可能性もございますので、その点も留意いただければと思います。

最終的には、毎月、次の月の総会・地区協の日程を通知させていただいておりますけれども、最終は、そちらで改めて御確認をいただければと思います。

なお、7月の総会ですけれども、委員の改選がございまして、7月20日が新しい委員さんでの初総会になりますが、その前に、通常の場合の審議をしていただく関係で、変則的に7月18日の開催となっておりますので、その点、御注意いただければと思います。

3番（井出茂康委員） これは、全部同じ日ですか。

事務局（草柳真治主幹） そうです。18日に、六会・長後と御所見・遠藤地区を午前中にさせていただきます。午後に藤鶴・村岡・明治の地区協と総会を開催

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）